



# 青森県報

号外第二十四号 平成十四年三月二十九日（金曜日）

目次

規則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課）：一

## 規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木村守男

### 青森県規則第二十四号

#### 青森県事務委任規則の一部を改正する規則

に改正する。

第五条の見出しを「（健康福祉子どもセンター所長への委任）」に改め、同条中「保健所の」を「健康福祉子どもセンターの」に改め、同条第一号口、ホ、ヘ、ト及びチ中「診療所」を「病院、診療所」に改め、同号リ中「診療所」を「病院及び診療所」に改め、同号ワ中「診療所」を「病院、診療所」に改め、同ワを同号カとし、同号ヲ中「による」の下に「病院、」を加え、同ヲを同号ワとし、同号ル中「診療所」を「病院、診療所」に改め、同ルを同号ヲとし、同号ヌ中「診療所」を「病院及び診療所」に改め、同ヌを同号ルとし、同号リの次に次のように加える。

又 第十六条たゞし書の規定による医師の宿直の免除の許可に関する事項  
第五条第五号及び第六号中へ及びトを削り、同条第十二号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、ホをハとし、ヘをニとし、トをホとし、チをヘとし、リをトとし、ヌをチとし、同条第十五号中チを削り、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、同条第十六号を次のように改める。

#### 十六 削除

第五条第十七号中チをリとし、トをチとし、ヘの次に次のように加える。

ト 第三十二条第一項の規定による通院医療費の負担に関する事項  
第五条第十七号に次のように加える。

又 第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項  
ル 第四十五条第三項の規定による非該当の決定に関する事項  
ヲ 第四十五条第四項の規定による認定に関する事項

第五条第十八号に次のように加える。

ハ 第二十二条の十第三項の規定による短期間入所及び短期間入所の委託の措置  
に関すること。

ニ 第二十二条第一項の規定による助産の実施に関する事項  
ホ 第三十一条第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事項

ヘ 第三十条の二の規定による児童の保護についての指示及び報告の徴収に関する事項（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館の長並びに第三十条第一項に規定する者に対するものに限る。）。

ト 第三十二条第一項の規定による保護の継続の実施に関する事項

チ 第三十四条の四第一項の規定による児童居宅生活支援事業を行う者からの報告の徴収に関する事項。



- ハ 第二十六条の規定による保護の停止及び廃止の決定並びに通知に関すること。
- ニ 第二十七条第一項の規定による被保護者に対する指導及び指示に関すること。
- ホ 第二十八条第一項及び第四項の規定による要保護者の検診の命令及び保護の開始、変更の申請の却下及び保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。
- ヘ 第三十条第一項ただし書の規定による被保護者の施設への入所若しくは入所の委託又は私人の家庭への養護の委託に関すること。
- ト 第三十二条第一項の規定による生活扶助の給付に関すること。
- チ 第三十三条第一項の規定による住宅扶助の給付に関すること。
- リ 第三十四条第一項の規定による教育扶助の給付に関すること。
- ヌ 第三十五条第一項の規定による医療扶助の給付に関すること。
- ル 第三十六条第一項の規定による介護扶助の給付に関すること。
- ヲ 第三十五条第一項の規定による出産扶助の給付に関すること。
- ワ 第三十六条第一項の規定による生業扶助の給付に関すること。
- カ 第三十七条第一項の規定による葬祭扶助の給付に関すること。
- ヨ 第四十八条第三項の規定による指導の制限及び禁止に関すること。
- タ 第六十二条第三項の規定による保護の変更、停止又は廃止に関すること。
- レ 第六十三条第一項の規定による返還すべき額を定めること。
- ソ 第七十六条第一項の規定による遺留金品の処分に関すること。
- ツ 第七十七条第一項及び第二項の規定による扶助義務者からの費用の徴収及び徴収すべき額の決定の申立てに関すること。
- ネ 第七十八条の規定による費用の徴収に関すること。
- ナ 第八十一条の規定による前渡した保護金品の返還の免除に関すること。
- ラ 第八十二条の規定による後見人の選任の請求に関すること。
- 三十四 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）の施行に関する次のこと。
- イ 第十八条第一項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者及び老人デイサービスセンター等の設置者からの報告の徴収に関する次のこと。（大型法人等設置施設の設置者に係るものと除く。）。
- ロ 第十八条第二項の規定による養護老人ホーム等の長からの報告の徴収に関する次のこと。（大型法人等設置施設の長に係るものと除く。）。
- ハ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第一項の規定による報告の徴収に関する次のこと。（市町村に係る身体障害者福祉費補助金、身体障害者保護費負担金及び在宅福祉事業費補助金に係るものに限る。）。
- 三十七 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）の施行に関する次のこと。
- イ 第二十条第一項の規定による更生医療の給付に関する次のこと。
- ロ 第二十二条第一項の規定による補装具の支給及び修理に関する次のこと。
- 三十八 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に関する次のこと。
- イ 第十条（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けに関する次のこと。
- ロ 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の徴収（母子福祉

事業費補助金に係るものに限る。）。

三十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の施行に関する次のこと（大型法人等設置施設に係るものと除く。）。

イ 第二十四条第一項の規定による居宅サービス等を行った者等からの報告等の徴収及び同条第二項の規定による介護給付等を受けた被保険者等からの報告の徴収に関する次のこと。

ロ 第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する次のこと。

ハ 第八十三条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する次のこと。

ニ 第九十一条第一項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する次のこと。

ホ 第百条第一項の規定による介護老人保健施設の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する次のこと。

ヘ 第百十二条第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関する次のこと。

三十六 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の施行に関する次の次のこと。

イ 第三十九条第一項の規定による身体障害者居宅生活支援事業等を行う者からの報告の徴収に関する次のこと。

ロ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第一項の規定による報告の徴収に関する次のこと。（市町村に係る身体障害者福祉費補助金、身体障

害者保護費負担金及び在宅福祉事業費補助金に係るものに限る。）。

三十七 戰傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）の施行に関する次の次のこと。

イ 第二十条第一項の規定による更生医療の給付に関する次のこと。

ロ 第二十二条第一項の規定による補装具の支給及び修理に関する次のこと。

三十八 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に関する次の次のこと。

イ 第十条（第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による

よる報告の徴収に関する次のこと（市町村に係る養護老人ホーム等保護費負担金、特別養護老人ホーム保護費負担金、在宅福祉事業費補助金及び高齢者居宅介護

団体に係るもの(除く。)に関すること。

三十九 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)の施行に関する次のこと。

イ 第十条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による修学資金の交付の停止及び減額に関すること。

ロ 第十一条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による貸付けの停止に関すること。

ハ 第十五条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による一時償還の請求(母子福祉団体に係るもの(除く。)に関すること)。

ニ 第十六条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による違約金の徴収(母子福祉団体に係るもの(除く。)に関すること)。

ホ 第十八条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による償還金支払猶予(母子福祉団体に係るもの(除く。)に関すること)。

四十一 青森県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和三十九年十一月青森県規則第百五号)の施行に関する次のこと。

イ 第九条(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の増額に関すること。

ロ 第十条(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付けの継続に関すること。

ハ 第十一条(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による貸付けの決定の取消し(母子福祉団体に係るもの(除く。)に関すること)。

ニ 第十二条第二項(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による貸付けの中止及び貸付金の減額に関すること。

ホ 第十三条(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による償還方法の変更の承認(母子福祉団体に係るもの(除く。)に関すること)。

ヘ 第十四条の規定による申出の受理(母子福祉団体に係るもの(除く。)に関すること)。

ト 第十七条(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による事業計画、保証人等の変更の承認(母子福祉団体に係るもの(除く。)に関すること)。

チ 第二十条(第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理(母子福祉団体に係るもの(除く。)に関すること)。

リ 第二十一一条第一号から第九号までの規定による届出の受理(母子福祉団体に係るもの(除く。)に関すること)。

係るもの(除く。)に関すること。

ヌ 附則第五項の規定による父母のない児童に対する資金の貸付けに関すること。

四十一 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の三第三項の規定による短期間入所及び短期間入所の委託の措置に関すること。

四十二 青森県知的障害者入所費用徴収条例(平成十二年三月青森県条例第四十六号)第三条の規定による知的障害者入所費用の徴収に関すること。

四十三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の施行に関する次のこと。

イ 第十七条の規定による障害児福祉手当の支給に関すること。

ロ 第十九条(第二十六条の五において準用する場合を含む。)の規定による受給資格の認定に関すること。

ハ 第二十二条第二項(第二十六条の五において準用する場合を含む。)の規定による返還金の徴収に関すること。

ニ 第二十四条第一項(第二十六条の五において準用する場合を含む。)の規定による不正利得の徴収に関すること。

ホ 第二十六条及び第二十六条の五において準用する第五条第二項の規定による受給資格の認定に関すること。

ヘ 第二十六条の二の規定による特別障害者手当の支給に関すること。

ト 第三十五条の規定による届出等の受理に関する事(障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。)。

チ 第三十六条の規定による調査に関する事(障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。)。

リ 第三十七条の規定による官公署に対する書類の閲覧及び資料の提供並びに銀行等に対する報告の請求に関する事(障害児福祉手当及び特別障害者手当に係るものに限る。)。

四十四 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条及び第九十八条の規定による福祉手当の支給等に関すること。

四十五 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の施行に関する次のこと(大型法人等設置施設に係るもの(除く。))。

イ 第五十六条第一項の規定による報告の徴収に関する事。

ロ 第七十条の規定による報告の徴収に関する事。

第五条を第四条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(保健所長への委任)  
第五条 保健所の長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 食品衛生法の施行に関する次のこと。  
イ 第十四条第一項（第二十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による販売に供する食品等の検査に関すること。

ロ 第十五条第一項の規定による食品等の検査及びその命令に關すること。

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十四条第一項の規定による感染症診査協議会への諮問に關すること。

三 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の施行に関する次のこと。  
イ 第五条の規定による定期外の健康診断の実施に關すること。

ロ 第十一条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による健康診断実施者からの通報及び報告の受理に關すること。

ハ 第十四条の規定によるツベルクリン反応検査及び定期外の予防接種の実施に關すること。

ニ 第二十八条第一項の規定による接客業等の業務の従事禁止に關すること。

ホ 第二十九条第一項の規定による結核療養所への入所の命令に關すること。  
ヘ 第三十条の規定による家屋の消毒等の伝染防止に必要な措置命令に關すこと。

ト 第三十一条第一項の規定による結核予防上必要な物件の授与の制限及び禁止並びに当該物件の消毒及び廃棄の命令に關すること。

チ 第三十四条の規定による一般患者に対する医療費の負担に關すること。

リ 第三十五条第一項の規定による従業禁止及び入所命令に係る患者の同項第一号から第五号までに掲げる医療に要する費用の負担に關すること。

ヌ 第四十二条第一項の規定による指定医療機関の管理者からの報告の徴収に關すること。  
ル 第四十八条第一項の規定による結核診査協議会への諮問に關すること。

ヲ 第六十六条第四項の規定による関係行政庁との健康診断等の実施の協議（第六十五条に係るもの）に關すること。

ワ 結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号。以下本号において「規則」という。）第二十三条第五項（規則第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による医療を受けている病院及び診療所の変更の届出の受理に關すること。

力 規則第二十三条第六項（規則第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納された患者票の受理に關すること。

ヨ 規則第三十一条の規定によるエックス線写真の返却に關すること。

四 青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）第六条第一項の規定による保健所運営協議会、感染症診査協議会及び結核診査協議会の会議の招集に關すること。

イ 第三条第一項ただし書の規定による認定に關すること。  
ロ 第四条第一項の規定による使用料及び手数料の減免（生活保護法による被保護者及び当該被保護者と同一の世帯に属する者に係るものに限る。）に關すること。

三月青森県条例第一号）の施行に關すること。

五 青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例（昭和五十一年五月青森県条例第一号）の施行に關すること。

イ 第三条第一項ただし書の規定による認定に關すること。  
ロ 第四条第一項の規定による使用料及び手数料の減免（生活保護法による被保護者及び当該被保護者と同一の世帯に属する者に係るものに限る。）に關すること。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（青森県立あすなろ学園長への委任）

第六条の三 青森県立あすなろ学園長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例（平成十四年三月青森県条例第一号）に定める使用料のうち複雑な診断書の診断書料の額を定めること。

第七条の見出しを「（青森県立さわらび園長への委任）」に改め、同条中「肢体不自由児施設の長」を「青森県立さわらび園長」に改める。

第八条各号を次のように改める。

一 児童福祉法第二十三条第一項の規定による母子保護の実施に關すること。

二 知的障害者福祉法第十六条第一項及び第三項の規定による措置に關すること（居住地の明らかな知的障害者に係るものに限る。）。

第九条第一号中イを削り、ロをイとし、ハを口とし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、ヨをカとし、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（青森県立精神保健福祉センター所長への委任）

第九条の二 青森県立精神保健福祉センター所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 青森県附属機関に関する条例第六条第一項の規定による青森県精神医療審査会

の会議の招集に關すること。

第十一條を次のように改める。

#### 第十一條 削除

第十三條第一項第一号中カをレとし、ワをタとし、同タの前に次のように加える。

ヨ 第七十三条の十二の規定による組織変更の届出の受理に關すること。

第十三條第一項第一号中ヲをカとし、ルをワとし、ヌをヲとし、リをルとし、同号チ中「第六十四条第五項」を「第六十四条第四項」に改め、同チを同号ヌとし、同号トの次に次のように加える。

チ 第四十四条第四項の規定による定款の変更の届出の受理に關すること。

リ 第五十四条の二第一項及び第二項の規定による業務報告書の受理に關すること。

ト。

第十三條第一項第一号から第八号までを次のように改める。

二 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に關する命令（平成五年農林

水産省令第一号）の施行に關する次のこと（二以上の所管区域にわたる区域を地区とする農業協同組合及び農業協同組合連合会に係るものを除く。）。

イ 第七条第二項の規定による信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出の受理に關すること。

ロ 第十三條の七第四項の規定による業務報告書等の提出の延期の承認に關すること。

ハ 第十三條の九第二項の規定による総覧の開始の延期の承認に關すること。

ニ 第十三條の十第五項の規定による総覧書類の届出の受理に關すること。

三から八まで 削除

第十三條第一項中第十号の二を削り、第十六号を次のように改める。

十六 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律（平成十一年法律第一百十二号）の施行に關すること。

イ 第四條の規定による指導及び助言に關すること。

ロ 第五條第一項の規定による勧告に關すること。

ハ 第六條第一項の規定による報告の徴収に關すること。

ニ 第九條第一項の規定による処理高度化施設整備計画の認定に關すること。

ホ 第十条第一項の規定による処理高度化施設整備計画の変更の認定及び同条第

二項の規定による認定の取消しに關すること。

ヘ 第十三条の規定による認定処理高度化施設整備計画の実施状況報告の徴収に關すること。

第十三條第一項第二十五号ニ(1)中「第十一條第五項」を「第十一條第四項」に改め、同ニ中(6)から(12)までを削り、同項第二十五号の六中「林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業經營基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法施行令」に改め、同項第三十六号中「第十七条第一号、第十八条第一項第一号、第十九条第一号及び第二十条第一号」を「及び第十八条第一項第一号」に改め、同項第五十一号の次に次の一号を加える。

五十ーの二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の施行に關する次のこと（内水面漁業協同組合（二以上の所管区域にわたる区域を地区とするものを除く。）に係るものに限る。）。

イ 第十一條の三第一項の規定による信用事業規程の認可及び同條第三項の規定による信用事業規程の変更又は廃止の認可に關すること。

ロ 第十五条の三第一項の規定による共済規程の認可及び同條第一項の規定による共済規程の変更又は廃止の認可に關すること。

ハ 第四十八条第二項の規定による定款の変更の認可に關すること。

ニ 第四十八条第三項において準用する第六十五条第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可に關する証明書の発行に關すること。

ホ 第六十八条第五項の規定による解散の届出の受理に關すること。

ヘ 第百一十二条の規定による報告の徴収及び資料の提出命令に關すること。

第十三條第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 北地方農林水産事務所を除く農林水産事務所の長に、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を處理する権限を委任する。

一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の施行に關すること。

イ 第十七条第一項及び第二項の規定による殺処分に關すること。

ロ 第二十条第一項の規定による病性鑑定のための処分に關すること。

ハ 第五十八条第四項の規定による評価人の選定に關すること。

二 専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療用具に係る薬事法の施行に関する次のこと。

イ 第二十六条第一項の規定による一般販売業の許可に関すること。

ロ 第二十六条第三項ただし書の規定による卸売一般販売業に係る医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可に関すること。

ハ 第二十八条第一項の規定による薬種商販売業の許可に関すること。

ニ 第三十条第一項の規定による配置販売業の許可に関すること（二以上の所管区域にわたる区域を配置区域とする配置販売業に係るものと除く。）。

ホ ニに係る第三十二条の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の届出の受理に関すること。

ホニに係る第三十三条第一項の規定による配置販売業者又はその販売員に係る配置従事者の身分証明書の交付に関すること。

ト 第三十五条の規定による特例販売業の許可に関すること。

チ 第三十八条及び第四十条において準用する第十条の規定による医薬品の販売業並びに医療用具の販売業及び賃貸業の廃止、休止及び再開並びに許可事項及び届出事項の変更の届出の受理に関すること。

リ 第三十九条第一項の規定による医療用具の販売業及び賃貸業の届出の受理に関すること。

ヌ 第六十九条第二項及び第三項の規定による医薬品の販売業者並びに医療用具の販売業者及び賃貸業者からの報告の徴収に関すること。

ル 薬事法施行令（以下この号において「令」という。）第三条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関すること。

ヲ 令第四条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付に関すること。

ワ 令第四条第三項及び第四条の二の規定による医薬品の販売業の許可証の受理に関すること。

三 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第三条の規定による診療施設の開設、休止及び廃止並びに開設届出事項の変更の届出の受理に関すること。

四 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第一百九号）の施行に関する次のこと。

イ 第十六条第一項の規定による家畜人工授精師の免許に関すること。

ロ 第十八条の規定による家畜人工授精師免許証の交付に関すること。

ハ 第十九条第一項の規定による家畜人工授精師の免許の取消しに関すること。

ニ 第二十四条の規定による家畜人工授精所の開設の許可に関すること。

ホ 第二十六条第一項の規定による家畜人工授精所の開設の許可の取消しに関すること。

ヘ 家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号。以下この号において「令」という。）第九条の規定による家畜人工授精師免許証の書換え交付に関すること。

ト 令第十条の規定による家畜人工授精師免許証の再交付及び返納の受理に関すること。

チ 令第十二条の規定による家畜人工授精師免許証の返納の受理及び返還に関すること。

ト 令第十二条の規定による家畜人工授精師免許証の返納の受理及び返還に関すること。

チ 令第十二条の規定による家畜人工授精師免許証の返納の受理及び返還に関すること。

ト 東地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所の長に、前二項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第三十九条第一項の規定による許可（工作物の建設又は改良に係る許可（占用期間満了後設置工作物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占用する場合のものを除く。）を除く。）に関すること。

ロ イに係る第三十九条第三項の規定による条件の附加に関すること。

ハ イに係る第三十九条第四項の規定による協議に関すること。

ニ 第三十九条第五項の規定による区域の指定及び同項第二号の規定による物件の指定に関する事項（指定の期間が一月末満了に係るものに限る。）。

ホ ニに係る第三十九条第六項の規定による指定及び廃止の公示に関すること。

ヘ イ及びニに係る第三十九条の二第一項の規定による許可の取消し及び行為の中止の命令等に関すること。

二 青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第四条第三項の規定による原状回復の指示に関すること。

ロ 第五条第一項の規定による危険物等を積載した船舟の停泊等の場所の指示及び同条第二項の規定による危険物等の陸揚げ、船積み又は積替えの許可に関すること。

ハ 第六条の規定による漂流物の除去の命令に関すること。

ニ 第七条第二項の規定による漁港施設における陸揚げ場所等の指示及び同条第三項ただし書の規定による漁獲物等の陸揚げ又は船積みの終わつた船の継続停

泊の許可に関すること。

ホ 第八条の規定による占用等の許可に関すること。

ヘ 第九条の規定による甲種漁港施設の使用の届出の受理に関すること。

ト 第十一条第四項の規定による漁港施設占用料等及び土砂採取料等の減免に関すること。

チ 第十二条の規定による指定漁港及び第三種漁港の入出港の届出の受理に関すること。

三 漁港施設用地及び漁港の区域内の農林水産省所管の国有財産と隣接地との協議による境界の確定に関すること。

四 農林水産省所管に係る海岸法の施行（漁港管理者の長が管理するものに係るものに限る。）に関する次のこと。

イ 第七条第一項及び第三十七条の四の規定による占用の許可（工作物の設置に係る許可（占用期間満了後設置工作物の種類、構造、規模等を変更しないで引き続き占用する場合のものを除く。）を除く。）に関すること。

ロ 第八条第一項第一号及び第三十七条の五第一号の規定による土石の採取の許可に関すること。

ハ イ及びロに係る第十条第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による国等の行為に係る協議に関すること。

ニ イ及びロに係る第十二条第一項及び第二項（これららの規定を第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による原状回復命令等に関すること。

ホ 第十八条第一項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による他人の土地等の立入り及び一時使用に関すること。

ヘ 第二十条第一項の規定による報告の徴収及び資料の提出の要求に関すること。

五 前号イ及びロに係る青森県海岸占用料等徴収条例第四条の規定による占用料等の減免に関すること。

六 青森県市町村管理漁港工事設計受託規程（昭和四十七年七月青森県告示第五百五十四号）の施行に関すること。

第十四条第一号中「（昭和二十六年法律第百六十六号）」を削り、チ及びリを削り、ヌをチとし、ルをリとし、ヲをヌとし、ワをルとし、カをヲとし、ヨをワとし、タを削り、同条第一号及び第三号を削る。

第十五条から第十七条までを次のように改める。

第十五条から第十七条まで 削除

第十八条の見出しを「（県土整備事務所長への委任）」に改め、同条第一項中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、同項第六号ヘ中「第二十五条の規定による土石等の採取の許可を伴うものに限る。」を「水利使用に係るもの及び工作物の新築等を伴うものを除く。」に改め、同項第十五号を次のように改める。

#### 十五 削除

第十八条第一項第十八号中イからヌまでを削り、同号ル中「第二十二条及び」を削り、同ルを同号イとし、同号中ヲをロとし、同条第二項中「弘前土木事務所を除く土木事務所」を「弘前県土整備事務所を除く県土整備事務所」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、五所川原県土整備事務所長については第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事務を、むつ県土整備事務所長については第二号ト及びヌに掲げる事務を、鰺ヶ沢県土整備事務所長については第一号ニ及びホ並びに第二号ト及びヌに掲げる事務を除く。

第十八条第二項第二号中チをリとし、トをチとし、ヘの次に次のように加える。

ト 第十二条の規定による入港の届出の受理に関すること。

第十八条第二項第二号に次のように加える。

ヌ 第十五条第一項の規定による入港料の徴収及び同条第三項の規定による入港料の减免に関すること。

第十八条第三項中「青森土木事務所、弘前土木事務所、八戸土木事務所、五所川原土木事務所及びむつ土木事務所」を「青森県土整備事務所、弘前県土整備事務所、八戸県土整備事務所、五所川原県土整備事務所及びむつ県土整備事務所」に、「弘前土木事務所長」を「弘前県土整備事務所長」に改め、同条第四項中「五所川原土木事務所、十和田土木事務所、むつ土木事務所及び鰺ヶ沢土木事務所」を「五所川原県土整備事務所、十和田県土整備事務所、むつ県土整備事務所及び鰺ヶ沢県土整備事務所」に、「五所川原土木事務所長及びむつ土木事務所長」を「五所川原県土整備事務所長」に改め、同項第二号ハを次のように改める。

ハ 第十一条第一項の規定による使用料の徴収、同条第二項の規定による使用料の减免及び同条第三項の規定による使用料の還付に関すること。

第十八条第六項中「十和田土木事務所長」を「十和田県土整備事務所長」に改める。

第十九条から第二十条までを次のように改める。

第十九条から第二十条まで 削除  
第二十一条の二を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則により委任した事務に係る申請、届出その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

(毎週月・水・金曜日発行)	青森市長島二丁目一番二号	発行所・発行人
定価小口一枚三付十七円八十五銭	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人